

陥りやすい不適切行為・不適合設備

まずは確認、電気安全を考えましょう！

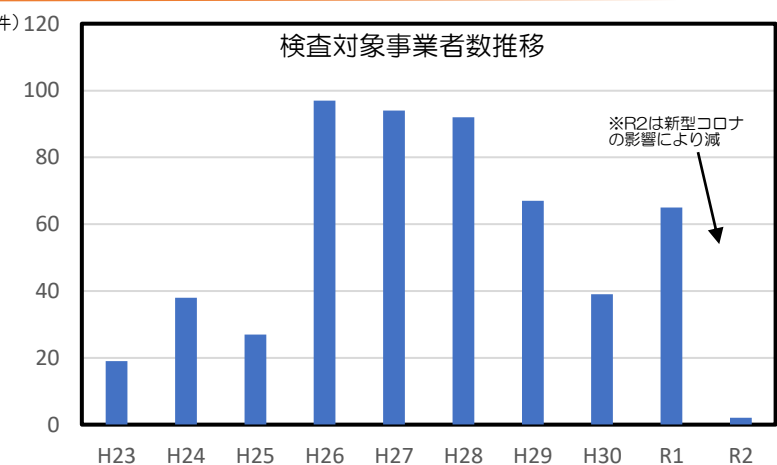
みなさんご存じですか？ 電気事業法&立入検査！！

電気事業法は、電気工作物の工事、維持及び運用を規制することによって、電気事故等の発生防止を図ることを目的の一つとしています。

同法では、自家用電気工作物の設置者に対し、保安の監督者として電気主任技術者等を選任し、保安規程の策定と遵守、技術基準の適合義務などを課しています。

関東東北産業保安監督部では、電気事業法の遵守状況を確認するため、年間一定数の事業場に対して立入検査を実施しています。

関東東北産業保安監督部 電力安全課 立入検査結果



過去十年で年平均50～60件程度の検査を行っており、一事業場当たり0.7件の指摘事項があります。

電気事業法の改正に伴い点検を行った者に対しても立入検査を行うことが可能となりました。
(電気事業法第107条)

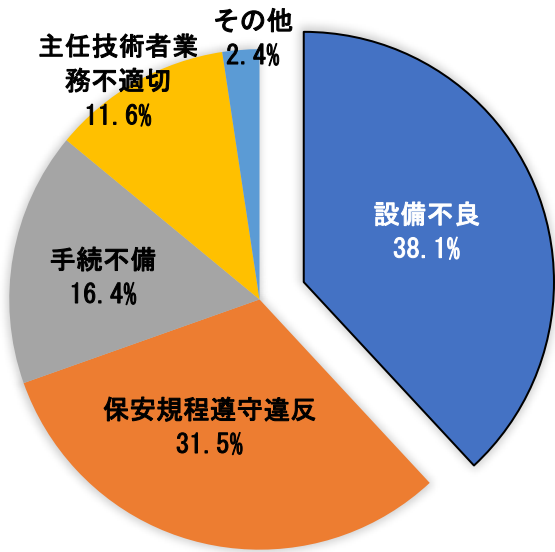
(検査対象)

- ・過去に事故報告(波及、感電死傷事故等)があった事業場
- ・社会的影響(病院、銀行、交通インフラ関係等)が大きい事業場
- ・保安の実態確認が必要と判断される事業場
(産業保安監督部が判断)

指摘事項は設備不良、保安規程遵守違反で約70%を占めています。特に設備不良は事故に直結し、場合によっては重大災害につながりかねません。

- 指摘事項 : 接地工事が不適切(設備不良)
の具体例 絶縁不良が未改修(設備不良)
小動物の侵入可能な穴あり(設備不良)
点検頻度不遵守(保安規程遵守違反)
非常時の連絡体制未整備(保安規程遵守違反)
届出書類の手続き不良(手続不備)
保安教育未実施(主任技術者業務不適切)

「接地不良」「絶縁不良」「小動物の侵入可能な穴あり」等の設備不良は波及と事故につながりやすく、早急な対応が必要です。
また、設備不良の早期発見には定期点検がかかせません。



過去10年の指摘事項(累計378カ所)

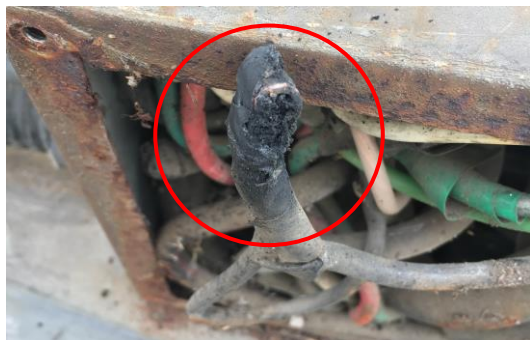
事故を未然に防ぐことは事業継続の上で非常に重要です。設備を適切に維持管理することは結果として設備の延命化につながり長い目で見ればメリットも大きいのです。

設備不良



接地工事不適切

接地工事不適切には、「接地未施工」、「接地抵抗値が不適切(過大)」等があり、漏電による感電や火災を防止するためには適切な接地が必要です
特に屋外など、水気のある場所に機器を設置する場合は、確実な接地工事と漏電遮断器の取付で、感電災害の恐れがないように考慮しましょう



絶縁不良

絶縁不良になると漏電を生じ、感電や火災等の原因となります
技術基準に適合した絶縁抵抗値の維持に努めるとともに、電線接続部は劣化の恐れがない確実な絶縁処理を行いましょう



小動物侵入

ネズミのような小動物は小さな穴からも侵入します
小動物の接触は停電や波及事故の原因となります



早期発見による早めの対応が重要です

保安規程不遵守



点検頻度が守られていない

点検頻度が守られていないと適切な設備の維持管理が出来ません
設備の不備は感電や停電、それに伴う波及事故の原因となります
停電点検による清掃等で適切な設備の維持管理に努めましょう

事業場の電気設備を再チェック

- ☐ 電気工作物に、技術基準への不適合箇所はありませんか
- ☐ 保守業務の運営体制は十分ですか、運転または操作基準が適切に定められていますか
- ☐ 巡視点検の記録は適切ですか、測定記録の不備はありませんか
- ☐ 手続き書類の整備保存は出来ていますか、図面等の整備不良はありませんか
- ☐ 保安規程に定める点検の頻度、定められた点検（機器/設備）は守られていますか
- ☐ 保安規程に基づく保安組織が定められていますか、非常時の連絡体制は整備されていますか
- ☐ 保安教育/訓練は実施されていますか